

## 令和8年度教育広報紙「こらぼ」企画・編集業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年4月6日

岡山市教育委員会 教育長 三宅 泰司

### 1 目的

教育広報紙「こらぼ」の企画・編集業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度教育広報紙「こらぼ」企画・編集業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年12月28日まで
- (4) 概算予算額 総額1,056,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 免除

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）役務部門の業種「制作等」業種細区分「デザイン」に登録されていること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、委託事務事業の執行の適正化に関する要綱（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。

### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年5月8日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年4月20日（月）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年4月24日（金）午後5時までに

	岡山市ホームページ上に掲載
企画提案書の提出	令和8年4月27日(月)～ 令和8年5月8日(金)午後5時15分まで(必着)
審査結果の通知	令和8年5月20日(水)頃

## 5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

## 6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

### (1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和8年度教育広報紙「こらぼ」企画・編集業務委託」として、教育企画総務課へ提出すること。

E-mail: kyouikukikakusoumu@city.okayama.jp

### (2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和8年度)へ掲載します。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出方法

「令和8年度教育広報紙「こらぼ」企画・編集業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課(市役所本庁舎8階)へ持参してください。

### (2) 提出書類

①参加申請書(様式1)

②応募者の会社概要及び実績表(様式2)

③業務体制(様式3)

④企画提案書(別紙1のとおり)

⑤見積書(様式は自由)

・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにしてください。

・消費税を明記してください。

### (3) 提出部数 各8部

・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)

・社名、代表者印のないもの7部(副本)

### (4) 注意事項

①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)をご記入ください。

- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出書類については、用紙はA4判（片面単色印刷）とします。
- ④企画提案書（別紙1）は、実際の規格（タブロイド版）で作成したものをカラー・両面印刷で提出してください。
- ⑤提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑥提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑦企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとします。

## 8 特定方法等

### （1）審査体制

教育委員会事務事業委託等審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

### （2）審査方法

- ①委員会は、提出書類をもとに審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③得点が同点の場合は、評価基準の「企画力、アイデア」の項目において得点が上位の者を特定します。

### （3）評価基準

別紙2のとおり

### （4）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑥その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

### （6）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

## 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとしま

す。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

#### 10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

#### 【提出先・問い合わせ先】

岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課（岡山市役所本庁舎8階）

担当：吉田、合田

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1571

E-mail：kyouikukikakusoumu@city.okayama.jp